

ざい りゅう 在留カードとマイナンバーカードが ひとつのカードになります!

とく てい ざい りゅう
＼ 特定在留カード /
ざいりゅう
〈 = 在留カードとマイナンバーカードがひとつになったカード 〉

ねん
2026年
6/14
はじまります!

ざい りゅう
在留カード
げつ なが にほん す がいこくじん
〈 = 3か月より長く日本に住む外国人が
にゅうかん
入管からもらうカード 〉



マイナンバーカード
にほん べんり せいかつ
〈 = 日本で便利に生活するために
ひつよう
必要なカード 〉



しん せい もう こ とく てい ざい りゅう
申請(=申し込み)をすると、特定在留カードをもらうことができます!

とく べつ えい じゅう しゃ とく てい とく べつ えい じゅう しゃ しやうめい しや しん せい
※特別永住者も、マイナンバーカードとひとつになった「特定特別永住者証明書」を申請することができます。



マイナンバーカードについて
聞きたいときはこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>



しん せい ほう もう こ かた
申請方法(=申し込みやり方)など、
詳しいことは、入管のウェブサイトを見てください

<https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html>



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

特定在留カード交付申請(=特定在留カードの申し込み)は、これらの手続きと一緒にできます。

市区町村の役所で

- 新規上陸後の住居地届出(=日本に住み始めるときに、住む場所を役所に届けること)
 - 住居地の変更届出(=住んでいる場所を変えたときに役所に届けること)
 - 在留資格変更等に伴う住居地の届出(=在留資格を変えて日本に住むことになった人が、住所を役所に届けること)
- ※入管法で決まっている住居地の届出をするときだけです。



近くの入管(地方入管)で



- 在留期間更新許可申請(=在留期間を長くしたいときの申請。在留資格は変わりません。)
- 在留資格変更許可申請(=在留資格を変えたいときの申請)
- 永住許可申請(=永住したいときの申請)
- 在留カードの有効期間の更新申請(=在留カードが使える期間を長くしたいときの申請)
- 汚損等による在留カードの再交付申請(=在留カードを汚したり壊したときなどに、もう一度カードをつくってもらうための申請)
- 交換希望による在留カードの再交付申請(=在留カードを取り換えたいときの申請)
- 住居地以外の在留カード記載事項の変更届出(=住んでいる場所以外の在留カードの内容を変えたいときの申請)

Q & A



Q1 特定在留カードの良いところは何かですか。

A1 特定在留カードをつくると、在留カードとマイナンバーカードの手続きが一度で終わります。地方出入国在留管理局と市区町村の役所のどちらかで手続きができます。(一度でできないものもあります)

Q2 特定在留カードは必ずつくらなければいけませんか。

A2 特定在留カードは、マイナンバーカードと同じで、必ずつくらなくても良いです。

Q3 特に入管で手続きをする予定がないのですが、特定在留カードをつくることはできますか。

A3 近くの入管(地方入管)で、在留カード再交付申請と一緒に希望すれば特定在留カードをつくるができます。

Q4 特定在留カードの交付申請をすれば、必ず特定在留カードをつくることはできますか。

A4 事情があるときは、マイナンバーカードとして使えない普通の在留カードをわたすことがあります。

Q5 在留申請オンラインシステムを使って、特定在留カードをもらうことはできますか。

A5 しばらくの間、在留申請オンラインシステムを使って特定在留カードをもらうことはできません。

Q6 特定在留カードを持っていれば、特例期間(=審査の結果がわかるまで、在留期限から2か月間、日本にいてもいい期間)にマイナンバーカードとして使うことができますか。

A6 できません。特定在留カードをマイナンバーカードとして使えるのは在留期間が終わる日までです。その日までに、市区町村の役所でマイナンバーカードの期限を変える手続きをしてください。

2026年6月14日から、特定在留カードではない、普通の在留カードも、書かれている内容が変わります。

いま
今の
在留カード



あたら
新しい
在留カード



※特別永住者証明書も、同じように新しくなります。

「在留期間」、「許可の種類」、「許可年月日」、「交付年月日」がカードの表面に書かれなくなります。

※これらはICチップに記録します。ICチップに記録した内容は、在留カード等読取アプリ(無料)で見ることができます。



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency